

児童扶養手当の支給制限が始まります

児童扶養手当は、父親と生計を共にしていない児童を養育している母親などに支給されていますが、平成20年4月から手当の支給制限（一部支給停止）が開始されます。

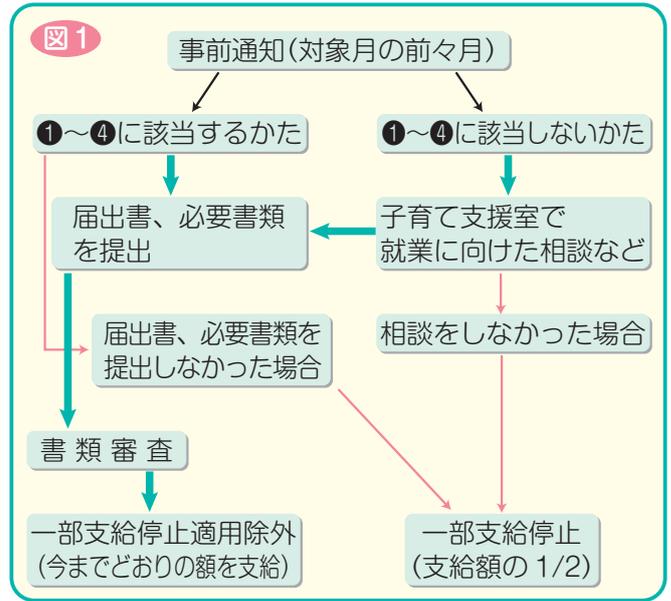
健康福祉課子育て支援室 ☎⑤ 1 1 8 4

対象となるかた

- ① 手当の支給開始月から5年を経過したかた
- ② 支給要件に該当してから7年を経過したかた
- ③ ①、②のいずれかに該当する受給者が対象となります。ただし、3歳未満の児童を養育している場合は、その児童が3歳に達した翌月から5年を経過したときが対象となります。対象となった月の翌月から、支払われる手当額の一部（2分の1の額）が支給停止されます。

通知および関係書類の送付

対象となる月の前々月に「通知書」と「児童扶養手当一



部支給停止の適用除外事由届出書」をお送りします。

一部支給停止の適用除外について

次の①～④の場合は、一部支給停止されません。

- ① 就業している。または、求職活動など自立に向けた活動を行っている場合
- ② 受給者が障がいの状態にある場合
- ③ 受給者が負傷・疾病などにより就業が困難な場合
- ④ 受給者の児童や親族が障がい・疾病などで介護する必要があり、就業が困難な場合

①～④に該当するかたは、お手元に通知が届きましたら、「一部支給停止適用除外事由届出書」と必要書類を**対象月の末日までに**直接または郵送（〒517-0011鳥羽市鳥羽三丁目1-1）で子育て支援室へ提出してください。

また、①～④に該当しないかたは、就職に向けた相談などを行いますので、**対象月の末日までに**子育て支援室へお越しください。（図1参照）

※平成20年3月および4月が対象月となるかたについては、2月中に文書を通じましたので、届出書と必要書類を平成20年6月末日までに提出してください。

保育料の階層区分と3人目以降の保育料が変更になります

健康福祉課子育て支援室 ☎⑤ 1 1 8 4

保育料は、世帯の前年の所得税額または市町村民税額により決定されます。

地方分権を進めるため、平成19年から税源移譲によって所得税と住民税の税率が変更となったこと、また受益者負担の適正化を図るため、保育料決定の階層区分を12段階にし、平成20年4月の入所から、左表のとおり保育料の階層区分となり。

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分	保育料基準額(月額)		
	3歳未満児	3歳以上児	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)	円 0	円 0
B1	A階層およびD1階層からD7階層までを除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	円 0	円 0
B2	上記以外の世帯	5,200 (2,600)	3,600 (1,800)
C1	A階層およびD1階層からD7階層までを除き、前年度分の市町村民税課税世帯	均等割の額のみ 10,200 (5,100)	7,000 (3,500)
C2	所得割の額のある世帯	12,200 (6,100)	9,200 (4,600)
D1	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	19,000円未満 (7,800)	12,800 (6,400)
D2		19,000円以上 40,000円未満 (12,100)	21,400 (10,700)
D3		40,000円以上 94,000円未満 (15,400)	24,800 (12,400)
D4		94,000円以上 103,000円未満 (18,400)	27,400 (13,700)
D5		103,000円以上 258,000円未満 (20,600)	29,000 (14,500)
D6		258,000円以上 413,000円未満 (21,900)	31,000 (15,500)
D7		413,000円以上 (22,900)	32,200 (16,100)

また、保育料の階層の見直しに伴い、固定資産税額による付加基準を廃止し、同一世帯から2人以上保育所に入所している場合(幼稚園に入園している場合を含む)の保育料は、年齢の高い順に2人目の児童は左の表の()の額とし、3人目以降の児童は無料となります。